

山梨県と佐川急便株式会社との地域活性化包括連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することにより、地域社会の発展及び活性化並びに県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、密接な相互連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）観光振興及び観光情報の発信に関する事
- （2）山梨県産品の流通・販売支援に関する事
- （3）地域の安全・安心に関する事
- （4）高齢者・障害者支援に関する事
- （5）子ども・青少年の育成に関する事
- （6）災害対策に関する事
- （7）環境対策に関する事
- （8）健康増進・食育に関する事
- （9）その他、地域社会の活性化・県民サービス向上に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 甲及び乙は、前条各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対し書面による申し出がない限り、同一内容で1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月30日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事

乙 東京都江東区新砂2丁目2番8号
佐川急便株式会社取締役
